

子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

1 見直しの主旨

平成 27 年 3 月に策定した「子ども・子育て支援事業計画」については、各自治体における状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には計画の見直しを行うこととなっています。

当市におきましては、平成 29 年度末以降も、女性の就業率の上昇等により入所児童の増加が見込まれ、引き続き受け皿を拡大しなければ、入所待ち児童数の増大が懸念されることから計画の見直しを行うことといたしましたので、その内容をお示しします。

なお、本議案は当会議で審議を行いながら検討を進め、30 年 3 月の会議において最終的な計画を策定する予定としております。

2 見直しに係る今後のスケジュール（予定）

平成 29 年度	4 月	「量の見込み」国への中間報告
	9 月	「量の見込み」及び「確保方策」二次調査
	9 月 22 日	第 1 回子ども・子育て会議 「量の見込み」及び「確保方策」(素案)の審議
	10 月 31 日	第 2 回子ども・子育て会議 「量の見込み」及び「確保方策」(修正案)の審議
	3 月 15 日	第 3 回子ども・子育て会議 「量の見込み」及び「確保方策」の策定

3 教育・保育（幼稚園・保育所・認定こども園の利用）に係る「量の見込み」及び「確保方策」の見直し

(1) 見直しの方針

国の手引きでは、平成 28 年 4 月時点における実績に基づき、30 年度及び 31 年度当初の量の見込みを求めることとなっていますが、教育・保育の必要量は、年度途中の入所により年度末に向けて増加することから、当市においては、年度途中でも入所待ち児童が発生しないよう量の見込みを求め、それに見合う確保方策を策定しております。

- (2) 就学前児童の人口推計 ……別紙1のとおり
 - (3) 1号認定の量の見込み及び確保方策(市全域) ……別紙1のとおり
 - (4) 2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策(市全域) ……別紙2のとおり
 - (5) 2号認定・3号認定の量の見込み及び確保方策(提供区域ごと) ……別紙3のとおり
- ※ 1号認定：教育を希望する満3歳以上の子ども
※ 2号認定：保育を必要とする満3歳以上の子ども
※ 3号認定：保育を必要とする満3歳未満の子ども

4 地域子ども・子育て支援事業に係る「量の見込み」及び「確保方策」の見直し 別紙4のとおり